

# 6月のお給料手取りが3万円増える？

令和6年6月1日に定額減税が開始されます。  
**所得税を3万円以上(住民税1万以上)控除する制度(1回限り)**となっており、  
 生活用品などの値上げに対応する政府の措置とされております。  
 どのような制度でしょうか。以下に概要を記載させていただきます。



## 制度の概要

### ◆対象者

R6年合計所得が1,805万以下(給与収入のみの場合2,000万以下)である居住者

### ◆定額減税額(住民税減税額は以下3万を全て1万に置き換え)

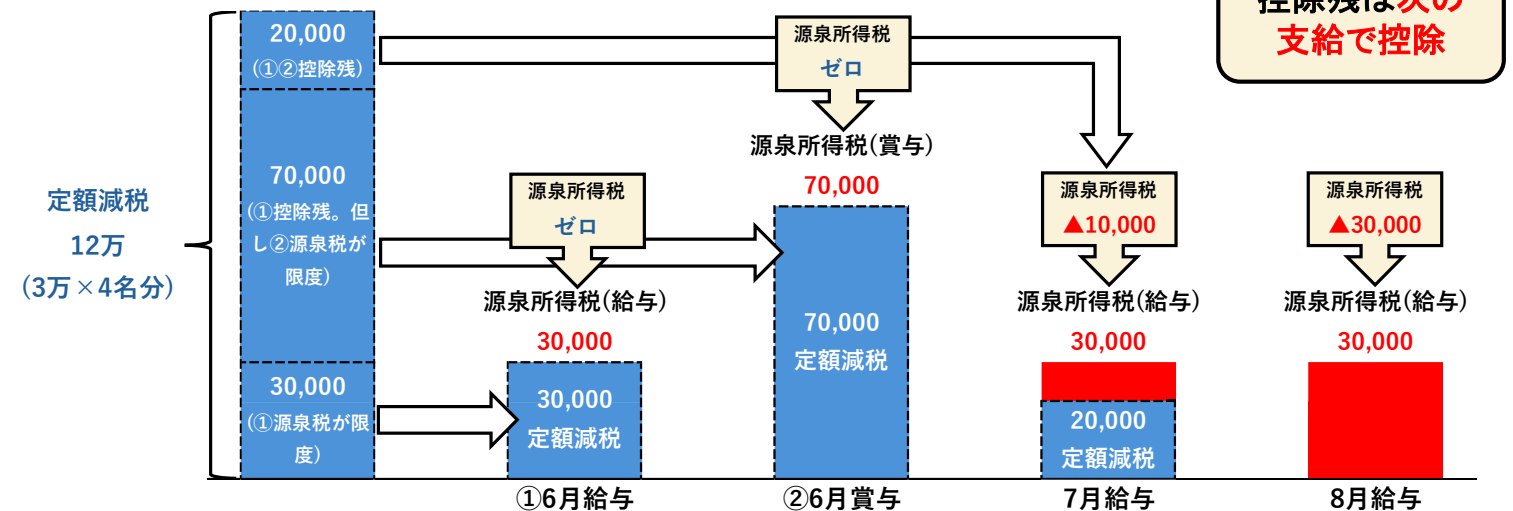
- 本人 30,000円
  - 同一生計配偶者 又は 扶養親族(共に居住者のみ)※ 30,000円/1名
- ※配偶者は合計所得48万以下。扶養親族は控除対象扶養親族のほか、16歳未満の扶養親族も対象

### ◆実施方法(記載は所得税。住民税は各自治体で控除)

- 給与所得者・年金受給者  
R6.6.1以降最初に支払われる給与等・年金等の源泉所得税から控除
- 事業所得者等  
R6年分の確定申告における所得税額から控除

### ◆イメージ(給与所得者の場合・所得税のみ計算)

前提：定額減税額が12万の場合(本人+配偶者+子2名 合計4名分)



先日、新卒入社した会社の同期と飲みに行きました！  
 私は新卒で当時トステムという会社(現：LIXIL)に就職したのですが20代半ばで  
 税理士業界へ転職。ですが当時の同期とは今でも交流があり、時々ゴルフや飲み  
 会などに参加させて貰っています。  
 春は新入当時を思い出すいい季節ですね！(私は怒られてばかりでしたが、、笑)  
 また気持ちを新たに頑張ります。(写真、見切れてしまいました笑)